第百五条中第二項を第三項とし、同条第一項中「第四十三条第四項」を「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第九十三条第一項の規定により読み替えられた第四十三条第三項又は第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第九十三条第一項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第四十三条第三項又は第四項の規定による年金の額の改定が行われた場合における昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定の適用については、同項中「第四十三条第四項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第九十三条第一項の規定により読み替えられた第四十三条第三項又は第四項」とする。

第百六条第二項及び第百七条第二項中「第百五条第一項」を「第百五条第二項」に改める。

第百十六条第一項の表旧船員保険法の項中

第三十八条第四項	老齢年金又ハ障害年金ヲ	障害年金ヲ	第一級乃至第十四級
第三十八条第五項	（其ノ給付ヲ	（障害ヲ支給事由トスル給付デ其ノ	第一級乃至第十四級
第三十八条ノ二第一項	其ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者トシテ一月ヲ経過シタルトキハ其ノ経過シタル日	次ノ各号ニ掲グルトキハ当該各号ニ定ムル日	第十五級以下
第三十九条ノ五第二項		改定ス	第一級乃至第十四級
		改定ス 一　毎年九月一日ニ於テ被保険者ト為リタル日ヨリ一年ヲ経過シタル日 二　被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日	第十五級以下

を

第三十八条第四項	老齢年金又ハ障害年金ヲ	障害年金ヲ	第一級乃至第十四級
第三十八条第五項	（其ノ給付ヲ	（障害ヲ支給事由トスル給付デ其ノ	第一級乃至第十四級
第三十八条ノ二第一項	其ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者トシテ一月ヲ経過シタルトキハ其ノ経過シタル日	次ノ各号ニ掲グルトキハ当該各号ニ定ムル日	第十五級以下
第三十九条ノ五第二項		改定ス 一　毎年九月一日ニ於テ被保険者ト為リタル日ヨリ一年ヲ経過シタル日 二　被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日	第一級乃至第十四級

に改める。

第百二十一条の二の表第七十八条の十第一項の項中「第四十三条第一項及び第二項」を「第四十三条第一項」に、

旧船員保険法による老齢年金等の受給権者である受給権者（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定（以下この項において「改定等」という。）が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間）及び当該被保険者期間を基礎として算定した額	六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間）及び当該被保険者期間を基礎として算定した額
六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間）及び当該被保険者期間を基礎として算定した額	六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間）及び当該被保険者期間を基礎として算定した額
六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間）及び当該被保険者期間を基礎として算定した額	六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間）及び当該被保険者期間を基礎として算定した額
六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間）及び当該被保険者期間を基礎として算定した額	六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間）及び当該被保険者期間を基礎として算定した額

改定する。

「第四十三条第一項」に、

改定する。	
一　旧船員保険法による老齢年金等の受給権者である受給権者（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定（以下この項において「改定等」という。）が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間）及び当該被保険者期間を基礎として算定した額	一　旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であつて、離婚時標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間及び当該被保険者期間を基礎として算定した額
二　六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間及び当該被保険者期間を基礎として算定した額	二　六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（離婚時標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間及び当該被保険者期間を基礎として算定した額
三　六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間及び当該被保険者期間を基礎として算定した額	三　六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（離婚時標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間及び当該被保険者期間を基礎として算定した額
四　六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間及び当該被保険者期間を基礎として算定した額	四　六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（離婚時標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間及び当該被保険者期間を基礎として算定した額
五　六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間及び当該被保険者期間を基礎として算定した額	五　六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者であるもの（第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、当該改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間及び当該被保険者期間を基礎として算定した額

改定する。